

人権啓発センターだより

じんけん

啓発紙 2022年

通巻77号

SNSは人を傷つけるための道具じゃない

ソーシャルネットワークをソーシャル“グッド”ネットワークに



静岡県人権週間 12月4日～12月10日

静岡人権啓発センター 054-221-3330 幸運通り人権啓発カーキル 0570-003-110 みんなのへん110番

〒420-0106 静岡市駿河区幸運町1-70 駿府駅前社会福祉センター内 Tel:054-221-3330 Fax:054-221-1948
お問い合わせサイト: www.jinken-shizuoka.jp

12月4日～10日は「人権週間」です。

令和4年度の啓発事業として、20代の若者1000人に行った「SNSの誹謗中傷を見たときどうしますか?」というアンケートに対し、「見ないふりをしたことがある。」と回答した人は実に62%でした。

誹謗中傷は投稿者自身の正義感に基づいていることも多く、自分が悪いことをしているという認識がある人はあまりいないとされています。傍観者となっている圧倒的多数の第三者が誹謗中傷行為を止めることで、生活の一部になっているSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に社会に良いインパクトを与える“ソーシャルグッド”的考え方をプラスし、誰もが安心して楽しめるネットワーク社会にしていきたいと考えています。

もくじ

- P 2～4 人権啓発指導者養成講座を開催しました
- P 5 今後のイベント予定
「ふじのくに人権フェスティバル」、「企業と人権セミナー」
「第2回人権講演会」
- P 6 「第1回人権講演会」、「子どもと大人の温かい絆づくりセミナー」
を開催しました



静 岡 県
(静岡県人権啓発センター)

人権啓発指導員養成講座を開催しました

日時：8月2日、10日、19日（オンライン）

【8/2(火)・講義1】 人権総論

『最近の日米の人権話題～平等と人工妊娠中絶～』

根本 猛 氏（静岡県人権啓発センター長）

人権とは、大雑把にいえば「自由、平等、博愛」の三本柱である。わが国において、ここ30年で最も大きな変化が見られたのは「平等」である。具体的には、男女平等（育児休暇、再婚禁止期間、自賠責における容貌の男女格差等）、非嫡出子差別（法定相続分、日本国籍取得等）、LGBTQへの理解（パートナーシップ制度導入、同性婚の議論等）などである。

アメリカにおいて、今一番熱い人権テーマは「人工妊娠中絶」である。ロー判決（1973年）で女性の権利として初めて認められた。しかし、今年6月に連邦最高裁は、世界の潮流に逆行し、49年ぶりにこの判決を全面的に覆した。人工妊娠中絶の権利は、大きな転換点を迎えている。これから、いったいアメリカはどこに向かうのだろうか。

【8/2(火)・講義2】 同和問題

『水平社創立100年を迎えて』

本間 肥土美 氏（磐田市ふれあい交流センター 指導員）

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程の中で生み出された差別である。中世から「ケガレをキヨメる」役割を担い、高い技術で文化を創造してきた人たちが、明治時代になり解放令が布告されても差別を受け続けた。大正時代になり1922年に全国水平社が設立され、身分的差別の撤廃と全ての人の平等を目指す運動が進められた。戦後日本国憲法が公布され、幸福の追求や差別されないことが保障され、差別の解消が進んだ。2016年には部落差別解消の一層の推進を目指して部落差別解消法が成立した。

しかし、全国水平社設立から100年、残念ながら部落差別はなくなってはいない。インターネット上の差別、結婚差別などが存在する。温かな笑顔あふれる社会を目指していくには、「差別を絶対に許さないという姿勢」「不当な差別に屈しない心」「美しいものを知る力」が大切である。

「人の世に熱あれ、人間に光あれ。」（水平社宣言最後の一文）

【8/2(火)・講義3】 LGBT

『性の多様性に関する基本的な知識とLGBTフレンドリーな環境づくり』

松尾 由希子 氏（静岡大学 教職センター 准教授）

性の構成要素には、からだの性（戸籍上の性、出生時に割り当てられた性など）、性自認（こころの性）、性的指向（好きになる性）、表現する性（服装、しぐさ、言葉づかいなど）がある。人の性（セクシュアリティ）は、「からだの性」と「性自認」と「性的指向」の組み合わせで決まる。この中で性的マジョリティ（多数者）は、からだの性と性自認が一致する「 cisjenender 」、かつては自らの性自認とは異なる異性に向く「異性愛者」を指し、それ以外をLGBTや性的マイノリティ（少数者）という。全てのセクシュアリティは尊重されなくてはならないが、性的マイノリティは、社会的に平等とはいえない状況に置かれており、生きにくさを感じてきた。

マイノリティを生きにくくさせているのは、マジョリティである。誰もが自分らしく生きやすい社会にするためには、マジョリティのみを前提とした社会（制度、組織のあり方、仕組み、価値観など）や人が変わることが必要である。いろいろな人がいることを前提とした言動を心掛けることが大切である。



【8/10(水)・講義4】 発達障害

『発達障害の理解と権利擁護』

櫻井 郁也 氏（静岡県中西部発達障害者支援センターCOCOセンター長）

私たちは、成長発達の過程で推測する力、調整する力、知識や記憶する力など様々な力を獲得しながら社会や環境と適応していく。成長するスピードは様々であり、社会や環境とうまく調整が難しい場合、障害となることがある。

障害とは、本来持っている力が発揮できないことで、周囲との関係において生ずるという考えに立ち、私たちは本人の生きづらさがあることを含めその多様性を認め合い、お互いを尊重できる社会にしていくことが必要である。

本人が力を発揮しやすい環境＝「わかる環境・できる環境・やる気のある環境」を私たちが調整していくこと、そのためには本人を理解していくことが重要である。

障害のある人の権利擁護として、一市民としての権利を支援することと、権利を侵害されないための支援をすることが求められている。

【8/10(水)・講義5】 ヤングケアラー

『ヤングケアラーの現状と課題

～家族のケアを担う子ども・若者たちに寄り添うために～』

沖 侑香里 氏（静岡きょうだい会 代表）

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされている。令和3年度の実態調査によると小学生の15人に1人、大学生の16人に1人はヤングケアラーであった。日常生活や将来の選択に支障が出ているケースや、自覚なく負担を抱えているケースもある。進学・就職や友人との関係性に悩みを抱えている。当事者たちは、事情を分かってくれている大人や、相談できる大人の存在を求めている。周りにいる大人は、ヤングケアラーについて理解し、アンテナを高くし、子ども若者の声に耳を傾け、話を聴き、専門機関に繋いでいくことが求められている。



【8/10(水)・講義6】 防災と人権

『防災における人権の視点の重要性

～平常時の課題が災害時の被害を拡大する～』

浅野 幸子 氏（減災と男女共同参画 研修推進センター 共同代表）

①室内の安全対策をしましょう ②備蓄について考え、備えましょう

③地域の災害リスクと防災資源を知りましょう

トイレ・衛生の問題やプライバシーなど性別や立場による避難生活上の問題があり、健康被害・関連死が起きている。DVや性被害、虐待の対策も急務であり、弱者が困らない仕組みを作る必要がある。みんな弱い面、強い面をもっているので、我慢や根性を求めるのではなく、適切な支援をしていくことを進め、脆弱性と回復力の両面を見ていく必要がある。全国の好事例をみると、女性が災害対策本部のメンバーとなっている、男女のリーダーと一緒に担当している、女性や子供の意見を聴いて環境改善を図っているなどが挙げられる。黙っていないで声を上げることが支援につながる。

【8/19(金)・講義7】 インターネットと人権

『インターネットと人権』

松田 直子 氏(NPO法人 イーランチ 理事長)

青少年のインターネットのトラブルが多い。遊びのつもりでも誰かを傷つけたら犯罪行為であるし、ネットに匿名性はなく発信者は特定できる。インターネットを利用するには新しい人権感覚が求められており、表現の責任がある。SNSの機能を過信してはいけない。炎上するとネット上で残り続け、将来への影響もある。犯罪者は効率的に出会える場としてSNSを使っている。写真を撮ることへの細心の注意が必要である。ネット依存により心身への影響も出ており、ゲーム障害の子どもは、必要とされたい、勝ちたい、つながりたいなどの欲求がある。高額の課金も問題となっている。健康的にネットと付き合うためにルールを決め、守ろう。自分をコントロールできる自律心が大切であり、人に迷惑をかけない、自分のことは自分ですることを身につけさせたい。

【8/19(金)・講義8】 犯罪被害者支援

『犯罪者から相談を受けたらどのようにすればいいか

～犯罪被害者への支援の概要と利用法～』

白井 孝一 氏(NPO法人静岡犯罪被害者支援センター理事長 弁護士)

日本で犯罪被害者支援がほとんどない時から、各種法制度確立及び支援組織創設のために諸活動に参画してきた。犯罪被害者特有の相談・解決の在り方など個々の被害者への支援の在り方を見つけ出し、法律実務家や支援に携わる方の意識の変革を訴え続けてきた。令和2年度の刑法犯総数は2万2571人で、これ以外にも警察に訴え出ることができなかった被害者も決して少なくない。特に性被害は認知数の数倍はあるだろう。犯罪被害の特色は、加害者の積極的な攻撃行為が原因となっていることである。生命、身体への直接被害はもちろん、被害者の人生を奪い、家族の人生まで被害に巻き込むこともある。刑事手続による更なる被害を受けることもある。相談を受ける場合は、被害者が何を求めているのかをよく聞いて、一緒に考えてほしい。

【8/19(金)・講義9】 DV・虐待

『立ち直りへの道

～DV・虐待加害者へのカウンセリングの現場から～』

松林 三樹夫 氏(松林カウンセリングルーム代表 心理カウンセラー)

児童虐待もDVもどちらも増えている。コロナ禍による家庭の密室化もその要因の1つになっていると考えられる。人は心のコップにストレスや心の傷を溜める。それが溢れたとき、外へ向かうといじめ、パワハラ、犯罪等につながり、家族に向かうとDVや虐待に、自分に向かうと頭痛、不登校、精神疾患等になる。子どもを怒りたくなったら、①叩かないで抱きしめて「どうした?」と思いを聞く。受容的に聞く。②次に「どうしたい?」と、希望を聞く。後半は問題点を指摘する。③そして「どうしたらいいかな?」と解決策を自分で考えさせる。後半はアドバイスを提示し、どの解決策がいいか一緒に考えていく。

暴力加害者は怒りを心に閉じ込めてきた人なので、カウンセリングでは思いや感情を吐き出すことから始める。家族との団らんを楽しむために働く方向へ変えていく。カウンセリングで少しでも改善がみられるならやる価値はある。



ふじのくに人権フェスティバル

12月13日（火）開場13時 三島市民文化会館大ホール

第Ⅰ部 式典・表彰式

- ・第41回全国中学生人権作文コンテスト
静岡県大会入賞作品表彰式
- ・ふじのくに人権宣言唱和



第Ⅱ部 講演会

「いのちのメッセージ」
～生かされていると気付いた日～

講師 岩崎 順子 氏（いのちの講演家）

<会場申込>



【12月6日まで】

<アーカイブ配信申込>



【12月28日まで】

* 入場には事前申込が必要です。

* プログラム等については、都合により変更する場合があります。

* 第Ⅱ部講演会については1月上旬にアーカイブ配信予定（要申込）

企業と人権セミナー

12月20日(火)開場13時30分 プラサヴェルデ301・302会議室
「ハラスメント規制法後の対応と防止対策」

<申込>

講師 三木 啓子 氏
(アトリエエム株式会社
代表取締役／産業カウンセラー)



* 入場には事前申込が必要です。

【12月8日まで】

第2回人権講演会

1月19日（木）14時 WEB配信で実施
※後日、2週間程度アーカイブ配信予定

「ヤングケアラー
当事者の人生から考える支援の方法」

講師 宮崎 成悟 氏



(一般社団法人 ヤングケアラー協会 代表理事)

* 視聴には事前申込が必要です。

第1回人権講演会 7月22日

アクトシティ浜松 研修交流センター

「認知症が私たち家族にくれたギフト」

信友 直子 氏（映画監督・ノンフィクション作家）



認知症の母と老老介護する父の日常を描いた映画「ぼけますから、よろしくお願ひします。」を監督しカメラを回し続けた。アルツハイマーを患った母の介護のために、父は95歳から家事を始めた。どうやら母が困らないかをいつも考えていた。認知機能が低下して心を傷めている母に、私たちは笑顔で接した。

「ここにいていいんだよ」というメッセージになり、母の安心感につながった。

初めは家族だけで解決しようとしていたが、限界を感じ、私が一人で地域包括支援センターに相談しに行った。職員の方が父を説得してくれて支援を受けられるようになった。近所の人たちも協力的で、人と接する機会が増えた父も母も明るくなかった。介護は、家族で抱え込むのではなく、地域で支え合っていくことが大切である。

子どもと大人の温かい絆づくりセミナー 8月8日

静岡県男女共同参画センターあざれあ

増田 実菜 氏（合同会社キヨウイクデザイン 教育アドバイザー）



保育者の安定した関わりが、子どもの「人を信じる力」の基礎を育む。また、自己肯定感や有能感を育てる。

遊びの中で自然に学ぶことができるような配慮を心がけ、多様性を認める。自由な発想や気づきが彼らの原風景となり、環境の心地よさを感じながら発達していく。寄り添う保育者は子どもの原風景の一部となる。

子どもに共感することを大切にし、子どもと大人は「共に育つ存在」であることを認識する。社会全体で子どもを育てる空気をつくる。そこには、「子どもにとってどうなのか」という軸が存在する。主語は「こども」である。まずは、大人同士のコミュニケーションを相手が受け取りやすかったかで再考してみる。大人が、自分と他者を大切にできるよう自分のよさを見つめ、多様性に気づき、お互いを尊重し合える存在になりたい。そして、他者と向き合い、対話を続けていくことが望まれる。

令和4年12月発行

（令和4年度法務省委託事業）

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室（静岡県人権啓発センター）

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948

email jinken@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページはこちら▶

静岡県人権啓発センター | 検索

